

別表八 「受取配当等の益金不算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が内国法人から受ける配当金等の額について法第 23 条（受取配当等の益金不算入）（措置法第 67 条の 6 又は第 67 条の 7（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず「受取配当等の金額の明細」の各欄を記載し、次に負債利子控除の計算を、①令第 22 条第 1 項又は第 2 項（当年度実績による負債利子等の計算）による場合には、「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄及び「当年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載し、②令第 22 条第 3 項（基準年度実績による負債利子等の計算）による場合には「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載します。

注 1 令第 22 条第 3 項による場合には、「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄の記載を要しません。

2 令第 22 条第 3 項の規定は、平成 10 年 4 月 1 日に存する法人について適用がありますが、次に掲げる場合はそれぞれ次によります。

- (1) その法人が平成 13 年 4 月 1 日以後に行われる適格合併に係る合併法人である場合には、その法人及びその適格合併に係る被合併法人のすべてが平成 10 年 4 月 1 日に存していたもの（その適格合併が法人を設立する合併である場合にあっては、その適格合併に係る被合併法人のすべてが同日に存していたもの）に限ります。
- (2) その法人（(1)に該当する法人を除きます。）が平成 10 年 4 月 1 日後平成 13 年 3 月 31 日以前に行われた銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律第 3 条第 1 項に規定する合併に係る合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が平成 10 年 4 月 1 日に存していたものを含み、その法人（(1)に該当する法人を除きます。）が平成 10 年 4 月 1 日後平成 13 年 3 月 31 日以前に行われた同項に規定する合併以外の合併に係る合併法人である場合には、その法人及びその合併に係る被合併法人のすべてが平成 10 年 4 月 1 日に存していたものに限ります。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期に支払う負債利子等の額 2」及び「当期に支払う負債利子等の額 14」	当期に支払う負債利子のほか、令第 21 条（負債の利子に準ずるもの）に掲げるものも含めて記載します。	措置法第 66 条の 5 第 1 項（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）の規定により損金の額に算入されない負債の利子の金額がある場合には、その損金の額に算入されない負債の利子の金額は、当期に支払う負債の利子等の額から控除します。
「連結法人に支払う負債利子等の額 3」	その内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に支払う負債の利子の額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄	<p>「平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額 15」</p>	<p>これらの事業年度のうちに株式等を所有していなかったため配当等の額から控除すべき負債利子等の額がない事業年度がある場合には、その控除すべき負債利子等の額の合計額は含めません。</p>
	<p>「15」に記載した金額のうち、その各事業年度の連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の配当等から控除すべきものとして計算した負債利子等の額の合計額を記載します。</p>	<p>平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額につき法第23条及び令第22条第1項及び第2項の規定を適用して計算した負債利子等の額の合計額を記載します。</p>
	<p>「15」に記載した金額のうち、その各事業年度の関係法人株式等の配当等から控除すべきものとして計算した負債利子等の額の合計額を記載します。</p>	
「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄	<p>「総資産の帳簿価額 25」</p>	<p>税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含まれます。</p>
	<p>「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等 26」</p>	<p>税効果会計を採用している場合において、剰余金の処分により圧縮積立金又は特別償却準備金を積み立てているときは、その積立金等に係る税効果相当額も含めて記載します。</p>
	<p>「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式及び出資等の帳簿価額 28」及び「関係法人株式等の帳簿価額 30」</p>	<p>「前期末現在額」には、連結法人株式等及び関係法人株式等とこれら以外の株式等との区分が前期と当期とで異なる場合であっても、前期のこの明</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄	<p>中途において設立された法人である場合にあっては、当該他の内国法人の設立の日から当該事業年度終了の日まで継続して当該内国法人との間に連結完全支配関係があった場合)の当該他の内国法人の株式又は出資をいいます。</p> <p>(2) この場合の関係法人株式等とは、内国法人が他の内国法人(公益法人等又は人格のない社団等を除きます。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額の25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資(連結法人株式等を除きます。)を、当該事業年度終了の日以前6月以上(当該他の内国法人が当該事業年度終了の日以前6月以内に設立された法人である場合には、設立の日から当該事業年度終了の日まで)引き続いて有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資のほか、令第22条の2第4項の規定により読み替えて適用される同条第1項第2号に掲げるものをいいます。</p> <p>(3) 「28」は、措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託(外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。以下同じです。)及び平成19年改正前の措置法第68条の3の4第1項に規定する特定投資信託(同項第1号ロ及びハに掲げる要件を満たすものを除きます。以下同じです。)がある場合には、その帳簿価額を含めて記載します。</p>	細書の当期末現在額の金額をそのまま記載します。
「受取配当等の金額の明細」の各欄	<p>各期末における税務計算上の帳簿価額により記載します。</p> <p>なお、公社債投資信託、外国投資信託、特定株式投資信託及び特定外貨建等証券投資信託以外の証券投資信託の受益権についてはその帳簿価額の2分の1相当額により、外貨建等証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託以外のものについてはその帳簿価額の4分の1相当額によります。</p>	外貨建等証券投資信託とは、信託約款において信託財産の50%超を外貨建資産又は株式以外の資産で運用することができることとされている証券投資信託をいい、このうち、75%超を外貨建資産又は株式以外の資産で運用することができることとされているものを特定外貨建等証券投資信託と いいます。
「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等」	<p>「受取配当等の金額の明細」の各欄に記載する場合の連結法人株式等又は関係法人株式等とは、次によります。</p> <p>(1) この場合の連結法人株式等とは、連結法人の株式又は出資のうち、その配当等の額の計算対象期間(その配当等の額の支払を受ける直前にその配当等の額を支払う他の内国法人から支払を受けた配当等の額の支払に係る基準日の翌日からその基準日までの期間をいいます。)の開始の日から当該計算対象期間の末日まで継続して内国法人(その内国法人が当該計算対象期間内にその内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人からその支払を受ける配当等の額の元本である株式又は出資の移転を受けた場合で、その内国法人が当該末日において連結子法人であったときは、その連結親法人)とその支払を受ける配当等の額を支払う他の内国法人との間に連結完</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「受取配当等の金額の明細」の各欄	<p>全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式又は出資をいいます。</p> <p>(2) この場合の関係法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等又は人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資（連結法人株式等を除きます。）を、当該内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る効力が生ずる日以前6月以上（当該他の内国法人が当該効力が生ずる日以前6月以内に設立された法人である場合には、設立の日から当該効力が生ずる日まで）引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資のほか、令第22条の2第1項第2号に掲げるものをいいます。</p>	
	<p>当期において内国法人から受けた剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除きます。）、利益の配当（分割型分割によるものを除きます。）、剰余金の分配（出資に係るものに限り、）若しくは特定株式投資信託若しくは特定投資信託の収益の分配の額又は公社債投資信託、外国投資信託、特定株式投資信託及び特定外貨建等証券投資信託以外の証券投資信託の収益の分配額（令第19条の2第1項（証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額）に規定する2分の1（外貨建等証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託以外のものの収益の分配については4分の1）に相当する金額によります。）（以下これらを「受取配当等の額」といいます。）をその内国法人又は銘柄別に、また、「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等」に係る配当等と「関係法人株式等」に係る配当等と「連結法人株式等」に係る配当等とにそれぞれ区分して記載します。</p>	<p>(1) 外国法人又は公益法人等若しくは人格のない社団等から受ける受取配当等の額は配当等の収入金額から除かれます。</p> <p>(2) 法第24条の規定によるみなし配当の額がある場合には、別欄として記載し、その発生理由を付記してください。</p>
	<p>受取配当等の額（みなし配当の額を除きます。）の元本たる株式等のうちその配当等の額の支払に係る基準日（信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となった期間の末日）以前1月以内に取得し、かつ、当該基準日後2月以内に譲渡したものがあつた場合には、その株式等について受けた受取配当等の額につき、「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等」に係る配当等と「関係法人株式等」に係る配当等とにそれぞれ区分して記載します。</p>	<p>同じ銘柄の一部につきその配当等の額の支払に係る基準日以前1月以内に取得したものと当該基準日後2月以内に譲渡したものとあつた場合には、その該当するものの数は、令第20条（益金に算入される配当等の元本たる株式等）の規定により、その配当等の額の支払に係る基準日以前1月以内に取得したものとそれ以前から所有していたものが平均的にその基準日後2月以内に譲渡されたものとして計算した数によります。</p>

4 根拠条文

法 23、24、平成 19 年改正前の法 23、平成 19 年改正法附則 1 七ロ、32、34、令 19 ～ 23、平成 19 年改正前の令 19 の 2、19 の 3、22、23、平成 19 年改正令附則 1 三、五、2、8、規則 8 の 4、措置法 67 の 6、67 の 7